

特定教育・保育及び特定地域型保育の食事の提供に要する費用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号。以下「施行規則」という。）第7条第1項により、同項第2号に規定する食事の提供（特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号。以下「基準」という。）第13条第4項第3号イ又はロに掲げるものに限る。）に要する費用の支払の免除（以下「副食費の支払の免除」という。）に関する事項を免除の対象となる教育・保育給付認定保護者に通知することについて、必要な事項を定める。

(免除の決定等)

第2条 市長は、副食費の支払の免除に関する事項を決定したときは、その旨を副食費の支払の免除に関する決定（変更）通知書（別記様式）により、教育・保育給付認定保護者に対し通知するものとする。

(副食費の支払の免除となる期間)

第3条 副食費の支払の免除となる期間は、教育・保育給付認定保護者が基準第13条第4項第3号イ又はロに規定する要件に該当する事実を、市長が月の初日に確認した場合は確認した日が属する月、月の途中で確認した場合は確認した日の属する月の翌月から開始し、当該教育・保育認定保護者が当該要件に該当しなくなった事実を、市長が月の初日に確認した場合は確認した日が属する月、月の途中で確認した場合は確認した日の属する月の翌月の末日で終了する。ただし、市長が必要があると認める場合には、この限りでない。

(副食費の支払の免除の適用に係る特例)

第4条 前条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる条件のいずれかに該当する場合には、当該各号に定める月（当該各号に定める月の属する年度が、当該各号に掲げる条件を満たした日の属する年度と異なる場合は、当該条件を満たした日の属する年度の4月）から副食費の支払の免除を開始するものとする。

- (1) 市が副食費の取扱いに係る決定又は変更を通知した日から30日以内に、副食費の支払の免除に資する手続があった場合 市が当該通知を発した日の属する月
- (2) 副食費の支払の免除に資する要件を証するに当たり一定期間の収入状況の確認を要した場合 当該期間の初日の属する月
- (3) 副食費の支払の免除に資する要件として市が新たに船橋市教育委員会が認定する就学援助（以下、準要保護）を受けている者を確認した場合 当該認定期間の初日が月の初日の場合は初日の属する月、当該認定期間の初日が月の中途の場合は初日の属する月の翌月

(4) 副食費の支払いの免除に資する要件として市が新たに生活保護法第6条1項に規定する被保護者を確認した場合 当該認定期間の初日が月の初日の場合は初日の属する月、当該認定期間の初日が月の中途の場合は初日の属する月の翌月

2 副食費の支払の免除に資する要件として、準要保護を受けている事が確認できた者について、当該認定が、年度の末日まで継続していた場合には、翌年度の認定の有無が確認できるようになるまで、その効力が継続するものとみなす。確認できるようになり次第、速やかに再確認を行い、確認した月の翌月から事実に基づいた再決定を行う。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年8月12日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年2月13日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年12月1日から施行する。

別記様式

副食費の支払の免除に関する決定（変更）通知書

第 号
年 月 日

様

船橋市長 印

副食費の支払の免除について、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準第13条第4項第3号の規定に基づき、次のとおり決定（変更）しましたので通知します。

支給認定証番号			
子ども	氏名		
	生年月日	年齢	
施設・事業所名			
内容		適用開始年月	

この処分は別に通知が無い限り、子どもが卒園するか、市外に転居するまで継続して適用されます。なお、施設ごとに主食費等食事の提供に関して別途実費負担金が生じる場合があります。

この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に市長に対して、審査請求をすることができます。

処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は、市長となります。）提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。